

検察官の定年前早期退職に係る募集実施要項

平成26年1月6日

法務省大臣官房人事課長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

1 募集の対象

検察庁に勤務する検察官（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）に基づき法科大学院に派遣されている検察官を除く。）のうち、退職すべき期間の末日において「年齢48歳以上」かつ「勤続年数20年以上」の者で、検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）に定める俸給の号が検事1号から4号のもの

※ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する検察官は応募することができない。

- (1) 退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- (2) 国家公務員法第82条の規定による懲戒処分（軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に係る懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 募集人数

10名

3 募集の期間（約1か月間）

平成26年1月6日（月）午前10時から

平成26年1月31日（金）午後5時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

4 退職すべき期間

平成26年3月1日（土）から平成26年6月30日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰上げ、又は繰下げることがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募をしようとする検察官は、「応募申請書（別添1）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記募集担当者宛て電子データによりメールにて直接提出する。

ア 最高検察庁で勤務する検察官・・・事務局総務課長補佐

イ 高等検察庁で勤務する検察官・・・事務局人事課長

ウ 地方検察庁（支部含む。）で勤務する検察官・・・管内を所管する高等検察庁事務局人事課長

(2) 選定後、応募者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、概ね2週間以内に通知する予定。

※ 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募者が応募をした後、国家公務員法第82条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書（別添2）」を応募申請書と同様の方

法で提出する。

6 本件に関する相談先

法務省大臣官房人事課検察官人事第二係

電話：

E-Mail：